

平成16年4月1日規程第14号

独立行政法人国立病院機構職員就業規則（抜粋）

目次

：

第3章 勤務時間、休日等

第1節 通則（第35条）

第2節 勤務時間（第36条 第38条）

第3節 休憩時間（第39条 第41条）

第4節 休日（第42条）

第5節 勤務表並びに勤務の指定（第43条 第44条）

第6節 祝日等の勤務等（第45条 第46条）

第7節 時間外勤務、休日の勤務及び宿日直勤務（第47条 第49条）

第8節 育児又は介護を行う職員の勤務（第50条）

第9節 勤務時間、休日等の特例（第51条）

第4章 休暇

第1節 通則（第52条）

第2節 年次休暇（第53条 第54条）

第3節 特別休暇、病気休暇（第55条 第58条）

：

附 則

（ 省 略 ）

第3章 勤務時間、休日等

第1節 通則

（勤務時間等規程との関係）

第35条 この章及び第4章において規定する職員の勤務時間、休憩、休日及び休暇等に関する事項の運用については、独立行政法人国立病院機構職員勤務時間等規程（平成16年規程第19号。以下「勤務時間等規程」という。）の定めるところによる。

第2節 勤務時間

（勤務時間）

第36条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き1日について8時間、1週間について40時間とする。ただし、再任用短時間勤務職員の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間について16時間から32時間までの範囲内で、任命権者が定める時間とする。

2 所属長は、職員の勤務時間について、業務上前項の規定により難しいときは、当該規定にかかわらず、4週間で平均した場合の勤務時間が1週間について40時間（再任

用短時間勤務職員にあっては、4週間を平均した場合の勤務時間が1週間について前項の規定により任命権者が定める時間)となるように、特定の日又は特定の週につき、当該規定による勤務時間を超え、又は満たさないように定めるものとする。

- 3 前項の規定による特定の日における勤務時間の延長又は短縮は、別表第1に掲げる勤務の種類ごとに、これらに適用される同表の始業時刻及び終業時刻の変更に關する規定の範囲内において行うものとする。
- 4 前2項の規定による特定の日における1回の勤務時間は、16時間を超えない範囲内において定めるものとする。

(勤務の種類並びに始業時刻及び終業時刻)

第37条 前条の規定による勤務時間の割り振りに用いる勤務の種類並びにこれに対応する始業時刻及び終業時刻は、別表第1に基づき所属長が定めるところによる。

### 第38条 削除

#### 第3節 休憩時間

(休憩時間)

第39条 職員の勤務時間に対する休憩時間(以下「休憩時間」という。)は、勤務時間が6時間を超える場合は45分、8時間を超える場合は1時間、12時間を超える場合は1時間30分とする。

(休憩時間の付与方法)

第40条 休憩時間は、勤務時間の途中に設けるものとし、その位置は、所属長があらかじめ指定する。

- 2 職員は、あらかじめ指定された休憩時間の開始時刻に至ってもなお業務が継続し、又は休憩時間中に業務が発生した場合において、他にこれを処理する職員がいないときの休憩時間の取扱いは、そのために与えられなかった部分の休憩時間は、その後の勤務時間中においてこれに相当する時間と振り替えて与えられるものとする。

(休憩時間の連絡体制)

第41条 休憩時間は、勤務時間に含まれないが、職員は緊急時等に備えて連絡がとれるようにしておくものとする。

#### 第4節 休日

(休日)

第42条 所属長は、原則として4週間を通じて8日(再任用短時間勤務職員にあっては、8日以上)の休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)を指定する

ものとする。

- 2 所属長は、業務上前項の規定により難しいときは、当該規定にかかわらず、4週間を通じて4日以上の日を指定することができる。

## 第5節 勤務表並びに勤務の指定

(勤務表)

第43条 勤務の種類並びに始業時刻及び終業時刻、休憩時間、休日、勤務の種類のご組合せについては、勤務表において定めるものとする。

- 2 各職員の日並びにその各勤務日における勤務の種類のご指定(以下「勤務のご指定」という。)は、4週間を単位として勤務表において行うものとし、原則として当該期間の開始日の5日前までに関係職員に周知するものとする。
- 3 前項の規定による最初の4週間ごとの期間の起算日は、平成16年4月1日とする。
- 4 新規採用者、転入者、復職者等であって第2項の規定により難しい者に対する勤務のご指定は、同項の規定にかかわらず所属長が実情に応じ適宜行うものとする。
- 5 平常における勤務日の始業時刻及び終業時刻等がおおむね一定で、原則として固定して定められている者については、勤務表に代え掲示等により第1項に規定する事項を周知することにより勤務のご指定を省略することがあるものとする。

(勤務のご指定の変更)

第44条 勤務のご指定は、所属長が次の各号の一に該当すると認めた場合には、その一部又は全部について変更することがあるものとする。

- 一 欠務の発生若しくは業務輻輳の場合又は急速に処理することを要する業務がある場合において、人員の繰り合わせ上必要があるとき。
- 二 手術その他患者に対する処置を施すために必要があるとき。
- 三 業務に関し、各種の会議、研究会又は研修等への参加のため必要があるとき。
- 2 前項の規定による勤務のご指定の変更は、その勤務の直前の勤務日まで、当該職員に対し、その後の予定変更とあわせて通知するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合はその限りではない。
- 3 第1項の規定による勤務のご指定の変更により休日の振替が行われる場合には、その休日は同日を含む前条第2項の期間内において他の日に振り替えて指定するものとする。

## 第6節 祝日等の勤務等

(祝日等における勤務)

第45条 職員は、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日法による祝日」という。)には、特に勤務することを命ぜられる者を除き、勤務することを要しない。12月29日から翌年の1月3日までの日(祝日

法による祝日を除く。以下「年末年始の休日」という。)についても同様とする。

(祝日代休)

第46条 所属長は、職員に祝日法による祝日又は年末年始の休日(以下この節において「祝日」という。)である勤務日等に割り振られた勤務時間の全部について特に勤務することを命じた場合には、当該祝日前に当該祝日に代わる日(以下「代休日」という。)として、当該祝日後の勤務日等(祝日を除く。)を指定することができる。

2 前項の規定に基づく代休日の指定は、勤務することを命じた祝日を起算日とする8週間後の日までの期間内にあり、かつ、当該祝日に割り振られた勤務時間と同一の時間数の勤務時間が割り振られた勤務日等(祝日を除く。)について行わなければならない。

3 所属長は、代休日の指定後であっても、臨時又は緊急の業務のため、当該日に勤務を命じる必要性が生じた場合は、勤務させることができる。

#### 第7節 時間外勤務、休日の勤務及び宿日直勤務

(時間外勤務及び休日の勤務)

第47条 所属長は、業務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、次の各号に規定するところにより職員に対して時間外勤務を命じ又は休日に勤務を命ずることがあるものとする。

一 労基法第36条の規定による協定を締結したときは、その協定の定めるところによる。

二 労基法第33条第1項の規定に該当する場合において、労働基準監督署に所定の手続をしたときは、その規定の定めるところによる。

(時間外勤務及び休日の勤務の特例)

第48条 管理職員(給与規程第53条第2項に規定する職員をいう。)は、前条の規定にかかわらず、時間外勤務を命ぜられ、又は休日に勤務を命ぜられることがあるものとする。

(宿日直勤務)

第49条 所属長は、職員に対し、通常の勤務のほかに宿日直勤務を命ずることがある。

#### 第8節 育児又は介護を行う職員の勤務

(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第50条 所属長は、次に掲げる職員(職員の配偶者でその子の親である者が、常態としてその子を養育することができるものとして別に定める者に該当する場合における当該職員を除く。第3項において同じ。)がその子を養育するために、又は第68条

第1項に規定する要介護者（以下この条において「要介護者」という。）のある職員が、当該要介護者を介護するために、始業及び終業の時刻を職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務（以下「早出遅出勤務」という。）を請求した場合には、業務の運営に支障がある場合を除き、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務をさせるものとする。

一 小学校就学の始期に達するまで（満6歳に達する日以後の最初の3月31日までをいう。以下同じ。）の子のある職員

二 小学校に就学している子のある職員であって、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第3項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設にその子（当該放課後児童健全育成事業により育成されるものに限る。）を出迎えるため赴く職員

2 所属長は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親である者が、午後10時から翌日の午前5時までの間（以下「深夜」という。）において常態として当該子を養育することができる場合であり別に定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育するために、又は要介護者のある職員が、当該要介護者を介護するために深夜勤務の制限を請求した場合には、業務の運営に支障がある場合を除き、深夜勤務をさせてはならない。

3 所属長は、労基法第36条第1項の規定により同項に規定する労働時間を延長することができる場合において、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育するために、又は要介護者のある職員が当該要介護者を介護するために時間外勤務の制限を請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、時間外勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく時間外勤務を除く。）をさせてはならない。

## 第9節 勤務時間、休日等の特例

（出張及び研修中の勤務時間）

第51条 出張中（職員が日常の執務を離れて受講する研修（以下「職場外研修」という。）を除く。）の職員は、その出張期間中第36条に規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）を勤務したものとみなす。ただし、出張目的地において、正規の勤務時間数を超えて勤務することを命ぜられて勤務した場合は、時間外勤務とする。

2 職場外研修中の職員は、その研修期間中正規の勤務時間を勤務したものとみなす。

## 第4章 休暇

### 第1節 通則

( 休暇の種類 )

第 5 2 条 職員の休暇の種類は、次のとおりとする。

- 一 年次休暇
- 二 特別休暇
- 三 病気休暇

第 2 節 年次休暇

( 年次休暇 )

第 5 3 条 年次休暇は、1 暦年ごとにおける休暇とし、その日数は、1 暦年において、次の表の左欄に掲げる職員の区分に応じて、同表の右欄に掲げる日数とする。

職員の区分	日 数
一 次号、第 3 号及び第 4 号に掲げる職員以外の職員	20 日
二 次号及び第 4 号に掲げる職員以外の職員であって、年次 の中途において新たに職員となる者	次に定めるその者のその年次の在職期間に応じ、それぞれ定める日数 在職期間 日数 1 月に達するまでの期間 2 日 1 月を超え 2 月に達するまでの期間 3 日 2 月を超え 3 月に達するまでの期間 5 日 3 月を超え 4 月に達するまでの期間 7 日 4 月を超え 5 月に達するまでの期間 8 日 5 月を超え 6 月に達するまでの期間 10 日 6 月を超え 7 月に達するまでの期間 12 日 7 月を超え 8 月に達するまでの期間 13 日

	8カ月を超え9カ月に達するまでの期間 15日 9カ月を超え10カ月に達するまでの期間 17日 10カ月を超え11カ月に達するまでの期間 18日 11カ月を超え1年未満の期間 20日
三 次号に掲げる職員以外の職員であって、年次の前年において、通則法第2条第2項に規定する特定独立行政法人の職員、一般職又は特別職に属する国家公務員、地方公務員又は公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年法律第99号）第1条に規定する公庫、国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人に使用される者（以下この号において「特定独法職員等」という。）であった者であって引き続きその年次に新たに職員となった職員（再任用職員及び再任用短時間勤務職員を除く。）	特定独法職員等としての在職期間及びその在職期間中における年次休暇に相当する休暇の残日数等を考慮した日数
四 年次の前年において、国立病院機構職員であった者であって引き続きその年次に新たに再任用職員となった職員	国立病院機構職員としての年次休暇の残日数

2 前項の規定に関わらず、再任用短時間勤務職員の年次休暇の日数は、その者の勤務時間等を考慮し、次の表の左欄に掲げる職員の区分に応じて、同表の右欄に掲げる日数とする。

職員の区分	日 数

一 次号、第3号及び第4号に掲げる職員以外の職員	20日に職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数
二 次号及び第4号に掲げる職員以外の職員であって、1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない職員	160時間に職員の勤務時間を40時間で除して得た数を乗じて得た時間数を、8時間を1日として日に換算して得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）
三 次号に掲げる職員以外の職員であって、年次の中途において新たに職員となる者	別表第2に定めるその者のその年次の在職期間に応じ、それぞれ定める日数
四 年次の前年において、国立病院機構職員であった者であって引き続きその年次に新たに職員となった職員	国立病院機構職員としての年次休暇の残日数

3 年次休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、20日（1日未満の端数があるときはこれを切り捨てた日数）を限度として、その年次の翌年に繰り越すことができる。

4 第1項及び第2項に定める年次休暇の付与単位は、1日とする。ただし、労基法第39条の規定による日数を超えて付与する年次休暇については、1時間を単位とすることができる。

（年次休暇の請求手続）

第54条 職員が年次休暇を請求する場合には、所属長に対して、あらかじめ休暇簿に記入して提出しなければならない。この場合において所属長は、事業の運営に支障がある場合には、その時季を変更することができる。

2 病気、災害その他やむを得ない事由によりあらかじめ請求できなかった場合には、その事由を付して事後において承認を求めることができる。

### 第3節 特別休暇、病気休暇

（特別休暇）

第55条 職員が次の各号の一に掲げる事由により勤務日又は勤務時間中に勤務しない場合は、それぞれ当該各号の規定する基準に従い、その勤務しない期間は、特別休暇とする。

一 職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことが



やむを得ないと認められるとき

必要と認められる期間

二 職員が証人、鑑定人、参考人として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき

必要と認められる期間

三 職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき

必要と認められる期間

四 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき

1 暦年において5 暦日の範囲内で、必要と認められる期間

イ 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動

ロ 身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他主として身体上若しくは精神上的の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって別に定めるものにおける活動

ハ イ及びロに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上的の障害負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動

五 職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき

結婚の日の5 日前の日から当該結婚の日後1 ヶ月を経過する日までの期間内における連続する5 暦日の範囲内の期間

六 女性職員の出産

イ 6 週間（多胎妊娠の場合にあっては、14 週間）以内に出産する予定である女性職員が申し出た場合

出産の日までの申し出た期間

ロ 女性職員が出産した場合

出産の日の翌日から8 週間を経過する日までの期間（産後6 週間を経過した女性職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めて業務に就く期間を除く。）

七 生後1 年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合

1 日2 回それぞれ30 分以内の期間（男性職員にあっては、その子の当該職員以外の親が当該職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労基法第67条の規定により同日にお

ける育児期間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認、又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間)

八 職員が妻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。)の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合

職員の妻の出産に係る入院等の日から当該出産の日後2週間を経過するまでの間における2日(再任用短時間勤務職員にあっては、16時間)の範囲内の期間

八の二 職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき

当該期間内における5日(再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、40時間に就業規則第36条第1項ただし書の規定に基づき定められた再任用短時間勤務職員の勤務時間を40時間で除して得た数を乗じて得た数の時間)の範囲内の期間

九 小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合

1暦年において5日(再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、40時間に就業規則第36条第1項ただし書の規定に基づき定められた再任用短時間勤務職員の勤務時間を40時間で除して得た数を乗じて得た数の時間)の範囲内の期間

十 職員の親族が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき

親族に応じ次表の日数欄に掲げる連続する日数(暦日)の範囲内の期間

死 亡 し た 者	日 数
配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)	7日
父母	7日
子	5日
祖父母	3日
孫	1日
兄弟姉妹	3日
おじ又はおば	1日
父母の配偶者又は配偶者の父母	3日
子の配偶者又は配偶者の子	1日
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	1日

おじ又はおばの配偶者	1日
------------	----

- (注) 1 職員と生計を一にしている父母の配偶者又は配偶者の父母、子の配偶者又は配偶者の子、祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母、兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹の場合は、職員の父母、子、祖父母、兄弟姉妹が死亡した場合と同じ日数とする。
- 2 祖父母、おじ又はおばが死亡した場合に、職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、父母が死亡した場合と同じ日数とする。
- 3 葬祭のため遠隔の地に赴く必要があるときは、実際に必要とした往復のための日又は時間を加算することができる。

十一 職員が父母の追悼のための特別な行事（父母の死亡後15年以内の期間に行われるものに限る。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合

1日の範囲内の期間

十二 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合

1の年の7月から9月までの期間内における、休日、祝日及び代休日を除いて原則として連続する3暦日の範囲内の期間

十三 地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められるとき

原則として連続する7暦日の範囲内の期間

十四 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合

必要と認められる期間

十五 地震、水害、火災その他の災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

必要と認められる期間

(病気休暇)

第56条 病気休暇は、職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇とする。

2 病気休暇の期間は、所属長が療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限の期間とする。

(特別休暇及び病気休暇の付与単位)

第57条 特別休暇及び病気休暇は、必要に応じて、1日、1時間又は1分（ただし、第55条第4号、第5号、第10号、第12号及び第13号の休暇は1暦日、同条第8号から第9号までの休暇は1日又は1時間）を単位とする。

- 2 1日を単位とする就業規則第55条第8号から第9号までの休暇は、1回の勤務に割り振られた勤務時間が8時間とされている場合において当該勤務時間のすべてを勤務しないときに使用するものとする。
- 3 1時間を単位として使用した就業規則第55条第8号から第9号までの休暇を日に換算する場合には、8時間をもって1日とする。

(特別休暇又は病気休暇の承認を受ける手続)

- 第58条 職員は、特別休暇(第55条第6号を除く)又は病気休暇を請求する場合には、所属長に対して、あらかじめ休暇簿に記入して提出し、所属長の承認を得なければならない。ただし、病気、災害その他やむを得ない事由によりあらかじめ請求できなかった場合には、その事由を付して事後において承認を求めることができる。
- 2 第55条第6号イに規定する特別休暇については、職員の休暇簿記入による申し出、同号ロに規定する特別休暇については、職員の届出による所属長の休暇簿記入により、それぞれ承認は得ないものとする。
  - 3 前2項の場合において、所属長が必要と認めて証明書等の提出を求めたときは、これを提出しなければならない。
  - 4 職員は引き続き7日を超える期間について、病気休暇を請求する場合は、第1項及び第3項の規定によるほか、医師の証明書又は診断書その他勤務しない事由を十分に明らかにする証明書類を所属長に提出しなければならない。

(省略)

附 則

(施行期日)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年規程第1号)

(施行期日)

- 第1条 この規程は、平成17年3月1日から施行する。ただし、第1条中独立行政法人国立病院機構職員就業規則(以下「就業規則」という。)第50条を改正する部分、第2条並びに第3条中独立行政法人国立病院機構職員勤務時間等規程第12条の2から第12条の5までを追加する部分、第13条から第20条まで並びに別紙4及び別紙5を改正する部分については、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 第2条 この規程による改正後の就業規則第55条第8号の「職員の妻の出産に係る入院等の日から当該出産の日後2週間を経過するまでの間」(当該期間の初日を除く。)

にこの規程の施行の日がある職員で、同日前の当該期間にこの規程による改正前の就業規則第55条第8号の休暇を使用したものについては、改正前の就業規則第55条第8号の休暇を使用した1暦日につき1日とし、改正後の就業規則第55条第8号の休暇を使用したものとみなす。

附 則（平成18年規程第2号）

（施行期日）

この規則は、平成18年3月31日から施行する。

附 則（平成18年規程第13号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成18年7月1日から施行する。

（休息時間に関する経過措置）

第2条 病院に勤務する職員については、当分の間、あらかじめ割り振られた勤務時間中には、できる限り、おおむね勤務4時間毎に15分の休息をする時間（以下「休息時間」という。）を設けるものとし、この場合において、休息時間は勤務時間の始め又は終わりに置いてはならないものとする。

2 休息時間の位置は、所属長があらかじめ指定するものとする。

3 休息時間は、勤務時間に含まれるものとし、これを与えられなかった場合においても、繰り越されないものとする。

4 第43条第1項に規定する勤務表については、従前の例によるものとする。

（任期の末日に関する特例）

第3条 附則別表の第1欄に掲げる期間における第77条の2第3項（第77条の3第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第77条の2第3項中「65年」とあるのは、同表の第1欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第2欄に掲げる年数に置き換えるものとする。

附則別表

第1欄	第2欄
平成18年7月1日から平成19年3月31日まで	62年
平成19年4月1日から平成22年3月31日まで	63年

平成22年4月1日から平成25年3月31日まで

64年

## 別表第 1

## 本部、ブロック事務所に勤務する職員

勤務の形態	勤務の種類	始業時刻及び終業時刻
日 勤	日 勤 8 時間	午前 8 時 30 分 ~ 午後 5 時 15 分  業務上、前記の始業時刻及び終業時刻により難しいときは始業時刻及び終業時刻をともに 2 時間以内繰り上げ、又は繰り下げることがある。 ただし、再任用短時間勤務職員にあっては、上記により難しいときは、所属長が別に定めることができるものとする。

## 病院に勤務する職員

勤務の形態	勤務の種類	始業時刻及び終業時刻
交 替 勤 務	早出勤務 A 早出半日勤務 F 日 勤 A 日 勤 B 日 勤 C 日 勤 D 日 勤 E 半日勤務 F 遅出勤務 A 遅出半日勤務 F 準夜勤 A 深夜勤 A 夜 勤 C 夜 勤 D 夜 勤 E	午前 6 時 ~ 午後 2 時 45 分 午前 6 時 ~ 午前 1 0 時 午前 8 時 30 分 ~ 午後 5 時 15 分 午前 8 時 30 分 ~ 午後 7 時 30 分 午前 8 時 30 分 ~ 午後 9 時 30 分 午前 8 時 30 分 ~ 午後 12 時 午前 8 時 30 分 ~ 翌日午前 2 時 午前 8 時 30 分 ~ 午後 0 時 30 分 午後 0 時 30 分 ~ 午後 9 時 15 分 午後 0 時 30 分 ~ 午後 4 時 30 分 午後 4 時 30 分 ~ 翌日午前 1 時 15 分 午前 0 時 30 分 ~ 午前 9 時 15 分 午後 8 時 ~ 翌日午前 9 時 午後 5 時 30 分 ~ 翌日午前 9 時 午後 4 時 ~ 翌日午前 9 時 30 分  1 . 業務上前記の始業時刻及び終業時刻により難しいときは、次によりこれを繰り上げ、又は繰り下げることがある。

- |  |  |
|--|--|
|  | <p>(1) 始業時刻及び終業時刻をともに繰り上げ、又は繰り下げるときは、2時間以内とする</p> <p>(2) 始業時刻を繰り上げるとともに終業時刻を繰り下げるときは、又は始業時刻を繰り下げるとともに終業時刻を繰り上げる場合は、それぞれを合わせて2時間以内とする</p> <p>(3) 前項の規定により始業時刻、終業時刻を定める場合においては、始業時刻及び終業時刻の間には、勤務時間が、6時間以下の場合は休憩時間は設けないものとし、6時間超8時間以下は休憩時間45分、8時間超12時間以下は休憩時間60分、12時間超は休憩時間90分を設けるものとする。</p> <p>2.再任用短時間勤務職員にあっては、上記により難しいときは、所属長が別に定めることができるものとする。</p> |
|--|--|



別表第2

在職期間		1か月に達するまでの期間	1か月を超え2か月に達するまでの期間	2か月を超え3か月に達するまでの期間	3か月を超え4か月に達するまでの期間	4か月を超え5か月に達するまでの期間	5か月を超え6か月に達するまでの期間	6か月を超え7か月に達するまでの期間	7か月を超え8か月に達するまでの期間	8か月を超え9か月に達するまでの期間	9か月を超え10か月に達するまでの期間	10か月を超え11か月に達するまでの期間	11か月を超え1年未満の期間
1週間の勤務日の日数	5日	2日	3日	5日	7日	8日	10日	12日	13日	15日	17日	18日	20日
	4日	1日	3日	4日	5日	7日	8日	9日	11日	12日	13日	15日	16日
	3日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日
	2日	1日	1日	2日	3日	3日	4日	5日	5日	6日	7日	7日	8日
1週間当たりの勤務時間	31時間を超え32時間以下	1日	3日	4日	5日	7日	8日	9日	11日	12日	13日	15日	16日
	30時間を超え31時間以下	1日	3日	4日	5日	6日	8日	9日	10日	12日	13日	14日	16日
	29時間を超え30時間以下	1日	3日	4日	5日	6日	8日	9日	10日	11日	13日	14日	15日
	28時間を超え29時間以下	1日	2日	4日	5日	6日	7日	8日	10日	11日	12日	13日	15日
	27時間を超え28時間以下	1日	2日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	11日	12日	13日	14日
	26時間を超え27時間以下	1日	2日	3日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	14日
	25時間を超え26時間以下	1日	2日	3日	4日	5日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日
	24時間を超え25時間以下	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	13日
	23時間を超え24時間以下	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日
	22時間を超え23時間以下	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日
	21時間を超え22時間以下	1日	2日	3日	4日	5日	6日	6日	7日	8日	9日	10日	11日
	20時間を超え21時間以下	1日	2日	3日	4日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日
	19時間を超え20時間以下	1日	2日	3日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	8日	9日	10日
	18時間を超え19時間以下	1日	2日	2日	3日	4日	5日	6日	6日	7日	8日	9日	10日
17時間を超え18時間以下	1日	2日	2日	3日	4日	5日	5日	6日	7日	8日	8日	9日	
16時間を超え17時間以下	1日	1日	2日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日	8日	9日	
16時間	1日	1日	2日	3日	3日	4日	5日	5日	6日	7日	7日	8日	